

## 第四次板橋区行動計画平成26年度実施状況報告書（概要）

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」は平成15年制定の板橋区男女平等参画基本条例第8条に基づき策定した、平成23年度から平成27年度にかけての行動計画です。毎年度、所管課の自己評価（一次評価）を踏まえて男女平等参画推進本部が最終評価（二次評価）を行っています。下記は本編10ページから36ページに記載している二次評価の抜粋です。

めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会		二次評価
		B
<p>・ 条例や男女平等参画推進の拠点であるセンターの認知度が、区職員を含めて低すぎるように思われました。より効果的な方法の検討し推進していきます。庁内の理解促進等向け早急に取り組んでいきます。</p> <p>・ 男女混合名簿実現が100%となった小中学校においては、今後も男女平等の大切さを育むための配慮や取組を進めていきます。</p> <p>・ 政策・方針決定過程における女性の参画は、40%という高い目標に反して依然30%前後の頭打ち状態が続いているため、成果に結びつくよう取り組んでいきます。</p>		
課題1：行動に結びつく男女平等の意識づくり		二次評価
		B
<p>男女平等の意識啓発については、区民まつりや成人式、大学祭など多くの区民が集まる機会をとらえて実施していますが、意識・実態調査結果では条例の認知度やセンターの認知度が低くなりました。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(1) 板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着（区民まつりや成人式などでの普及・啓発 等） B</p> <p>(2) 実践につながる地域の課題解決支援（DV防止セミナー、区内大学祭における意識啓発 等） B+</p> <p>(3) より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用（ツイッター、職員向け推進ニュース 等） B</p> <p>(4) 大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり（いたばしIカレッジ、good balance会社賞 等） B</p> <p>(5) センター活性化へ向けた取組（参画週間サポート、女性健康支援センターとの連携 等） B</p> <p>(6) 区民との協働推進（区民協働企画講座、男女平等フォーラム 等） A</p> <p>(7) 男女平等推進センター登録団体への支援（連絡会、I（あい）サロン 等） B+</p> <p>(8) 相談体制の充実（総合相談、DV専門相談、フェミニストカウンセリング 等） A</p>		
課題2：学校等における男女平等教育・学習の充実		二次評価
		B+
<p>幼少期から学童期まで、各所管課において男女平等の大切さを育むための配慮や取組を進めています。教員や保育士、児童館・学童クラブ職員等が男女平等参画に対する正しい知識を身につけるため研修等が実施されています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(9) 生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上（区人権教育推進委員会、男女混合名簿 等） B+</p> <p>(10) 教職員等へ向けた意識啓発の促進（人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の視点での取組の位置づけ、保育園職員研修 等） B+</p>		
課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進		二次評価
		B-
<p>区の審議会委員等の女性参画率については微増であり、男女社会参画課と総務課が共同で通知を行うなどの工夫は行っていますが結果的には参画率向上につながったとまでは言えません。</p> <p>地域における女性リーダー育成と活用に向けては、意識啓発に向けた取組を進めています。町会・自治会や商店街連合会、産業連合会においては、会長や役員・理事等への登用がまだまだ進んでいません。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(11) 審議会等への女性の参画促進（男女社会参画課・総務課連名で「附属機関等への積極的な女性委員登用促進」の通知発信 等） B-</p> <p>(12) 区民の区政参加・意見反映機会の充実（タウンモニター、区長と区民との懇談会 等） B+</p> <p>(13) 女性リーダーの育成と活用（町連女性部会、産連役員会・商連役員会で女性参画推進について説明 等） B</p>		
<p>取組に対する評価：A 2 (16%)、B+ 5 (38%)、B 5 (38%)、B- 1 (8%)、C 0 (0%) 計13</p>		

めざす姿 2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会		二次評価
		B+
<p>・各所管課では就労や社会参画、健康づくりのための支援や相談、講演会等を実施しています。</p> <p>・意識・実態調査結果における職場での男女平等感では、「平等になっている」と感じる人の割合が目標値を大きく下まわっている点から企業・事業所への働きかけについて、今後も関係機関との連携により一層効果的な啓発が行えるよう努めます。</p> <p>・女性の就職や起業に向けての支援は、満足度が高く集客力のあるセミナーや講座を実施していきます。</p> <p>・女性の健康づくりの拠点である女性健康支援センターでは女性のライフステージに応じた健康教育の充実に取り組んでいきます。</p>		
課題 4 : 働く場における男女平等参画の推進		二次評価
		B
<p>法律的には女性の就業に関する機会均等と待遇は飛躍的に改善されてきたにもかかわらず、意識・実態調査結果からは、職場環境は旧態依然という実態が見られます。パンフレットの配布や各種セミナー等を実施していますが、職場の環境整備には企業・事業所等への直接的な働きかけも重要です。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(14) 企業・事業所への普及・啓発（ワーク・ライフ・バランスセミナー、来庁した企業への情報提供 等） B</p> <p>(15) 若者の自立に向けた支援（いたばし I カレッジ 等） C</p> <p>(16) 女性の就職・再就職に向けた支援（女性再就職支援セミナー、ハローワークとの連携 等） B+</p> <p>(17) 女性の起業に向けた支援（女性のための起業家入門講座 等） B+</p> <p>(18) 就労に関する相談の充実（女性再就職支援セミナーでの個別相談、キャリアカウンセリング 等） B+</p>		
課題 5 : さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり		二次評価
		B+
<p>貧困など生活上の困難が幅広い層への広がりを見せる中、ほとんどの年齢層において男性より女性の相対貧困率が高いという実情も踏まえ、区では様々な取組を実施しています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(19) 自立に向けた就労支援（ひとり親家庭自立支援訓練費助成事業、ひとり親自立支援プログラム 等） B</p> <p>(20) 経済の安定に向けた支援（児童扶養手当・児童育成手当支給、女性福祉資金 等） A</p> <p>(21) 生活の安定に向けた支援（母子生活支援施設、ひとり親家庭ホームヘルプサービス、福祉総合相談、国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 等） B+</p>		
課題 6 : 高齢期に安心して生活できる環境づくり		二次評価
		B+
<p>高齢者の就労に向けた支援、生活サポート体制の充実、地域社会への参画支援といういずれの施策に関しても、ほぼ順調に進捗していますが、男女平等参画の視点で成果を上げているのかは必ずしも明確とは言えません。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(22) 高齢者の就労に向けた支援（シルバー人材センターの充実、アクティブシニア就労支援センター 等） B+</p> <p>(23) 生活サポート体制の充実（おとしより相談センターの拡充、福祉総合相談、住宅情報ネットワーク 等） B+</p> <p>(24) 地域社会への参画支援（世代間交流、いこいの家・ふれあい館、グリーンカレッジ 等） B+</p>		
課題 7 : 生涯にわたる心とからだの健康支援		二次評価
		A
<p>男女を問わず、すべての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう、様々な取組や健康に関する正しい理解の促進を計画的に行っています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(25) 生涯を通じた健康づくり支援（区民一般健康診査、在宅高齢者食生活支援 等） A</p> <p>(26) 女性の健康づくり支援（女性健康支援センターの健康教育、女性健康支援センターの専門相談 等） A</p> <p>(27) 健康に関する正しい理解の促進（H I V抗体検査・相談、酒害ミーティング、学校における健康教育に関わる研修 等） A</p>		
<p>取組に対する評価： A 4 (29%)、B+ 7 (50%)、B 2 (14%)、B- 0 (0%)、C 1 (7%) 計 14</p>		

めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	二次評価 B+
<p>・各所管課では、啓発・普及に努めていますが、ワーク・ライフ・バランスについては、十分な成果につながっているとはいえ、実態改善のため企業・事業所へのアプローチなど男女社会参画課と産業振興課や産業連合会等との連携を強化して取り組んでいきます。</p> <p>・待機児解消に向けた積極的な取組や保育に関わる事業等の充実を進め、今後も区民ニーズに沿った、より利用しやすい制度づくり等に努めます。</p>	
<p><b>課題8：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進</b></p>	<p>二次評価 B+</p>
<p>「いたばし good balance 会社賞」の募集等に際して、男女社会参画課と産業振興課や産業連合会・東京商工会議所など関係機関が広報活動を含めて連携することができ、啓発事業は順調に進捗していますが、意識・実態調査（事業所編）の結果において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度は低く、十分な普及啓発につながっているとは言えない現状もあります。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (28) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及（男女共同参画推進講座、「はたいくCafe」等） B+</p>	
<p><b>課題9：育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備</b></p>	<p>二次評価 B</p>
<p>意識・実態調査（事業所編）の結果によると、ワーク・ライフ・バランスを推進するために重要と思われる行政の取組は「中小企業向けにノウハウや支援情報を提供すること」という回答が39.5%で最も多いものであり、産業振興公社が実施している社会保険労務士による経営相談や、パンフレットで先進事例の取組について情報提供していくことが有効であると考えます。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (29) 職場の環境整備に向けた支援（会社賞表彰企業リーフレット、社会保険労務士派遣 等） B  (30) 推進企業・事業所に対する顕彰（いたばしgood balance会社賞、産業融資制度における利子補給 等） B+</p>	
<p><b>課題10：子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実</b></p>	<p>二次評価 B+</p>
<p>保育サービスについて、待機児解消をめざし保育施設の整備等を進め目標を超えて保育サービス定員を確保しました。しかしながら、待機児数は減少しましたが、解消には至りませんでした。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (31) 保育サービスの整備（保育園の整備、認証保育所の整備、認定子ども園の整備、延長保育の拡充 等） B+  (32) 子どもの居場所整備（板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進、いきいき寺子屋の拡充 等） B+  (33) 子育てに関する相談の充実（育児相談の充実、すくすくサロン相談、子どもなんでも相談 等） B+  (34) 高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実（おとしより相談センターの拡充、認知症家族支援プログラム、地域ボランティア養成事業 等） B+</p>	
<p><b>課題11：男女がともに家庭生活を担うための支援</b></p>	<p>二次評価 B+</p>
<p>講座等による啓発は全体を通して概ね順調に進められ、男女平等に対する意識改革に寄与することができました。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (35) 意識啓発に向けた支援（男女共同参画推進公開講座、男性応援講座、介護セミナー 等） B+</p>	
<p><b>課題12：男女がともに地域活動に参画するための支援</b></p>	<p>二次評価 A</p>
<p>ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動、防災リーダーの養成をはじめとする防災活動組織への参加に関しては女性の参加者も多く、概ね順調に行われています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (36) 地域活動への参画支援（町会連合会主催講演会、防災活動を行う組織への参画支援 等） A</p>	
<p>取組に対する評価：A 1 (11%)、B+ 7 (78%)、B 1 (11%)、B- 0 (0%)、C 0 (0%) 計9</p>	

めざす姿 4 男女の平等と人権が尊重される社会		二次評価
		B+
<p>・普及・啓発は、人の集まる場を活用し、若い世代や幅広い年代層への情報提供を行っています。</p> <p>・DV被害者支援は、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係各課が連携して行っていますが、今後一層、必要な人に必要な情報が届くよう努めるとともに、DV被害者の安全確保や自立に向けた支援に努めます。また、若年層に向けた取組も検討していきます。</p> <p>※課題13～18を板橋区におけるDV防止基本計画と位置づけ、DV被害者支援に向けた取組を行っています。</p>		
課題 1 3 : 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育	二次評価	
		B
<p>区内5大学の大学祭や成人式を活用し、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンをPRするなど、幅広い年齢層への普及・啓発を行っています。区立小中学校においても、人権教育の研修を通じ人権教育の充実に努めていますが、若年層に対しての啓発・教育機会は十分とは言えません。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(37) 女性に対する暴力防止に関する普及・啓発（女性に対する暴力をなくす運動実施、DV防止セミナー 等） B+</p> <p>(38) 学校等と進める予防教育（人権教育にかかわる研修、区内5大学祭出展 等） B</p>		
課題 1 4 : DV被害者の立場に立った相談体制の構築	二次評価	
		B+
<p>配偶者暴力相談支援センターを中心に関係各課が連携して被害者の立場に立った支援を行っています。相談数も増加しており、DV支援の中核として配偶者暴力支援センターの機能が充実してきています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(39) 通報に関する情報の周知（DV連絡会、DV担当者会 等） B+</p> <p>(40) 相談に関する情報の周知（相談電話番号の新設、こころと生活の相談窓口、子育て情報ブック 等） B+</p> <p>(41) 配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置（DVに関する専門相談 等） A</p>		
課題 1 5 : 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援	二次評価	
		B+
<p>定期的に関係機関を交えた会議を開催するなど、緊急時の連携に向けた体制作りを行い、DV被害者の安全確保のための取組を行っています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(42) 緊急時の保護体制整備（母子緊急一時保護事業、DV被害者保護、警察との連携強化 等） B+</p>		
課題 1 6 : DV被害者が自立するための支援	二次評価	
		B+
<p>DV連絡会や担当者会での情報共有により、関係機関や庁内各課の連携のとれた支援体制の強化が図られています。DV被害者の個々の状況に応じた生活支援のため、各所管課が連携を図りながら適切な手続き・情報提供を行っています。DVと関連の深い児童虐待についても、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所と子ども家庭支援センターとの連携により子どもの状況に応じた支援が行われています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】</p> <p>(43) 庁内各種手続きの円滑化（手続きシートの活用、DV連絡会・担当者会の活用による情報共有化 等） A</p> <p>(44) 被害者等に関わる情報の保護（DV連絡会、担当者会の活用による情報共有化 等） B+</p> <p>(45) 生活再建に向けた支援（生活の支援、就労に向けた支援、連係会議、住宅確保に向けた支援 等） B+</p> <p>(46) 子どもへの継続的な支援（要保護児童対策地域協議会、見守りサポート事業 等） B+</p>		

課題 17 : 関係機関等との連携推進	二次評価
	B+
<p>関係各課・関係機関との連携のもと、DV被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (47) 関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進（都配暴センター会議、DV担当機関打合せ（東京地裁）、都女性センター利用、母子緊急一時保護事業 等） B+</p>	
課題 18 : 人材育成の推進	二次評価
	A
<p>専門的な機関を活用しながら、年間を通じ相談員の資質向上を図っています。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (48) 研修等の充実（専門研修等、二次被害防止のための研修、相談員の精神的ケアへの対応 等） A</p>	
課題 19 : 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応	二次評価
	B
<p>セクシュアル・ハラスメントについては、産業情報誌の活用により予防・防止の啓発に努めました。DV以外の性犯罪等暴力予防に向けた意識啓発についても効果的な取組を検討していきます。</p> <p>【取組（主な事業実績）】  (49) セクシュアル・ハラスメントの防止（産業振興公社発行「いたばし産業ニュース」への記事掲載 等） B-  (50) 性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発（パープルリボン等社会的な意味合いを持つキャンペーンリボンの啓発パネル作成 B+  (51) メディア・リテラシの向上（区民まつり、大学祭での意識啓発活動 等） B+</p>	
<p>取組に対する評価： A 3 (20%)、B+ 10 (66%)、B 1 (7%)、B- 1 (7%)、C 0 (0%) 計 15</p>	

平成26年度二次評価結果の集計（推進本部が行った最終評価の件数）と前年度比較

評価評語	課題				めざす姿	
	取組		課題		めざす姿	
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A	13(25.5%)	10(19.6%)	4(21.1%)	3(15.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)
B+	27(52.9%)	29(56.9%)	8(42.0%)	10(52.6%)	3(75.0%)	3(75.0%)
B	10(19.6%)	9(17.6%)	6(31.6%)	5(26.3%)	1(25.0%)	1(25.0%)
B-	1(2.0%)	2(3.9%)	1(5.3%)	1(5.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)
C	0(0.0%)	1(2.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	51(100.0%)	51(100.0%)	19(100.0%)	19(100.0%)	4(100.0%)	4(100.0%)

【評価標語の説明】 二次評価（推進本部の評価）

評価評語	「取組」に対する評価評語及び定義	「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義
A	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。	課題解決(めざす姿の達成)に向けて進捗している。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。	課題解決(めざす姿の達成)に向けて進捗しているが、さらなる拡充が期待される。
B	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね進捗している。
B-	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善が求められる。
C	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

## 板橋区における男女平等参画の推進 (本編42～44ページから抜粋)

### (1) 事業等のチェック

全庁・全施策を対象に、施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて「男女平等参画の視点」が反映されているかを下記の項目の①～③により点検しました。また、男女平等参画審議会から、第三次行動計画の実施評価以降「実施事業結果に関する男女別の経年変化が把握できるデータの収集の蓄積」の必要性が提言されているため、データの有無について、調査(④)を行いました。

●調査結果 (窓口業務等「男女平等参画の浸透状況」を測る事業に該当がない所管課においては③のみ点検を行いました。) [71の所属のうち、①～④に回答:39 / ③のみ回答:32] ※ ( ) は昨年度の結果

項目内容		している	していない	該当しない
①	計画策定や事業の企画、立案、実施の際、女性と男性双方(区民または職員)の意見を聞き、女性と男性の視点が計画や事業に盛り込まれるようにしたか。	36 (30)	0 (0)	3 (1)
	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にしたか。	28 (23)	0 (0)	11 (8)
項目内容		している	していない	該当しない
②	女性・男性双方が参加・利用しやすくなるよう工夫したか。	30 (25)	0 (1)	9 (5)
③	広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信等において、性別による差別や男の役割・女の役割等、固定的役割分担意識を助長するような表現(文章・イラスト)や対応にならないよう配慮したか。	58 (63)	0 (0)	13 (8)
④	事業等を評価するために必要な男女別の実績データが存在するか。	(存在する) 23 (23)	(存在しない) 12 (5)	4 (3)

### ●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

区の計画策定や事業について、企画・立案・実施の各段階で女性と男女双方の意見を聞き、男女の視点を盛り込んでおり、内容も固定的性別役割分担意識にとらわれず実施されています。区民参加に関しては、男女の役割を決めつけず、男女双方が参加・利用しやすいように工夫されています。また、広報活動や情報発信においても、固定的性別役割分担意識を助長するような表現をしない配慮がされています。男女別データについては、性別による差別をしないという観点から、不必要な性別表記は行いませんが、男女平等の推進に寄与するものについては、必要に応じてデータを収集していきます。

今後も引き続き職員の意識啓発を行い、区の事業に「男女平等参画の視点」が反映されるよう職員に対する条例の理解と意識啓発を推めていきます。

### (2) 区職員の意識改革チェック

「男女平等参画の視点」から職員の意識改革や職場環境の点検を進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

① 職員研修の充実 ② 女性管理職、係長職員増加に向けた取組 ③ 職務分担の男女平等推進

④及び⑤ 第四次行動計画では、「計画の推進体制の充実」を図るために区の審議会等における女性委員の委員比率の向上など第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築するとされています。④及び⑤により、取組状況について調査を行いました。

●調査結果 [調査該当所属数:71] ※ ( ) は昨年度の結果

項目内容		している	していない	該当しない
①	セクシュアル・ハラスメント等の防止など人権侵害や不快な状況を起こさないための取組をしているか。	68 (70)	2 (1)	1 (0)
②	女性管理職・係長職員の増加に向けた取組をしているか。	59 (65)	3 (4)	9 (2)
③	男性が主要な業務を行い、女性が補助的な業務を行うような慣行的役割分担とならないようにしているか。	67 (68)	0 (0)	4 (3)
④	審議会等の付属機関に積極的に女性区民を登用しているか。	26 (22)	3 (4)	42 (45)
⑤	男女の参画が偏っている場合には、区民や団体等に向けて積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推奨しているか。	13 (10)	7 (8)	51 (53)

### ●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントや人権侵害の防止については、人事課の職員研修や男女社会参画課による啓発の効果もあり、殆どの課において取組が行われています。問題が生じていなくても日頃からの意識が大切ですので、今後も研修や職員向けの推進ニュースなどで啓発を続けていきます。管理職・係長職については、男女を問わず受験率の向上が課題となっているため、さらに昇任意欲の醸成等に注力していく必要があります。職務分担に関しては、全課において、男女の性差によって、業務が差別的に割り振られていないという結果になりました。

また、審議会等については、女性委員が半数を超えている会議体がある一方で、登用が進んでいないものも見られます。団体からの推薦や、専門性を要するといった事情もありますが、慣例によるケースなど合理的な理由が乏しい場合には、女性の登用の社会的意義について理解を促し、積極的に登用を働きかけていきます。